



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau



群馬県

長野原町

令和3年3月25日(木)

国土交通省 関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所

長野原町

記者発表資料

ハッ場ダム 河川空間のオープン化を開始

～ 都市・地域再生等利用区域指定書の伝達式を開催します。～

長野原町では、ハッ場ダム周辺エリアについて、河川空間のオープン化※に向けて、令和3年1月19日に関東地方整備局あてに要望書を提出していましたが、令和3年3月25日付けで都市・地域再生等利用区域に指定となりました。指定書の伝達式について、下記のとおり実施します。

1. 日時：令和3年3月29日(月) 15:00～

2. 場所：長野原町役場

3. 出席者：利根川ダム統合管理事務所長、長野原町長

報道機関の方は、伝達式取材いただけます。**別紙1**により、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意事項をよくお読みのうえ、事前申込みをお願いします。

※「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい!」というニーズに応えるため、営業活動を行う事業者等も河川敷地の占用が可能となる都市・地域再生等利用区域に指定することを「河川空間のオープン化」と称しています。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、刀水クラブ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 TEL: 027-251-2021(代表)

副所長(調査) 塩谷 浩 (しおのや ひろし)

地域連携課 保全対策官 守谷 武史 (もりや たけし)

長野原町 ダム対策課 TEL: 0279-82-3035(直通)

課長 黒岩 久一 (くろいわ ひさかず)

ハッ場ダム 都市・地域再生等利用区域の指定について

国土交通省では、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月1日に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正し、地元自治体からの要望を契機として、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用することができる河川空間のオープン化(都市・地域再生等利用区域制度)を推進しています。

このたび、地域活性化に繋がる利活用を図ることを目的として、長野原町から河川管理者である関東地方整備局に、ハッ場ダムの都市・地域再生等利用区域指定についての要望書が提出され、令和3年3月25日「都市・地域再生等利用区域」に指定されました。

都市・地域再生等利用区域指定の概要

- (1) 指定範囲：一級河川 利根川水系ハッ場ダム
(別図「都市及び地域再生等利用区域図」に示す区域)
- (2) 指定年月日：令和3年3月25日
- (3) 都市・地域再生等占用主体：長野原町
- (4) 都市・地域再生等占用施設の内容等について

対象エリア	占用施設の内容
①ダムサイトエリア	ツアー客の施設見学、堤体アクティビリティ、イベントの実施、飲食物の提供及び物品の販売、リムトンネルを使った酒貯蔵
②ハッ場大橋エリア	バンジージャンプ
③川原畑湖岸エリア	養蜂
④川原湯温泉駅周辺エリア	キャンプ、バーベキュー、水陸両用バスの運行(夏季)、カヌー・カヤック等ツアー
⑤林ふるさと公園エリア	公園、飲食物の提供及び物品の販売、カヌー・カヤック等ツアー、観光船の運行
⑥ハッ場湖の駅丸岩周辺エリア	水陸両用バスの運行(春秋)、ゴムボート等ツアー
⑦長野原さくら公園エリア	公園、飲食物の販売及び物品の販売



【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意事項】

- ・ 咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加を御遠慮ください。
- ・ 取材される方は、必ずマスク着用をお願いします。
- ・ 頻繁に咳をする方がいた場合、取材をご遠慮していただく場合があります。
- ・ うがい、手洗いの徹底等、取材される方ご自身で感染予防対策をお願いします。
- ・ また、職員につきましてもマスク着用でご案内をさせていただきます。御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

【写真データの提供について】

- ・ 報道機関の方は、報道用として写真データの提供が可能です。
- ・ 必要な方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

ハッ場ダム 都市・地域再生等利用区域指定書の伝達式**取材申込書**

1. 貴社名 _____
(ふりがな)
2. 氏名 _____
3. 連絡先
・ 電話番号 _____
・ FAX番号 _____
4. その他 _____

TEL : 027-251-2021 (代表) FAX : 027-251-7229 (代表)

利根川ダム統合管理事務所 地域連携課 守谷、尾池 行き

取材希望の方は、令和3年3月26日(金) 17時までに、上記宛先まで電話またはFAXにてご連絡いただきますようお願いいたします。